



2020年5月28日

各位

会社名 株式会社 No. 1
代表者名 代表取締役社長 辰巳 崇之
(コード番号:3562 東証 JASDAQ)
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
問合せ先 経営企画室長 山本 貴則
電話番号 03 - 5510 - 8911

募集新株予約権（業績連動型有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2017年11月15日付取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し発行した新株予約権の一部が消滅することとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

(1) 取締役会決議日	2017年11月15日
(2) 割当先	当社の取締役、監査役及び従業員
(3) 新株予約権の権利行使期間	2020年6月1日～2027年11月15日
(4) 新株予約権の権利行使価格	1株あたり 1,112円
(5) 発行した新株予約券の数	2,532個
(6) 新株予約権の未行使残高数	2,422個
(7) 消滅する新株予約権の数	1,698個
(8) 消滅後の新株予約権の数	724個

2. 新株予約権の消滅理由

当社が発行した上記新株予約権は、以下の「新株予約権の行使の条件」があり、この第①項 (a) に抵触するため、当該新株予約権の一部を消滅するものであります。

<新株予約権の行使の条件>

- ① 新株予約権者は、平成31年2月期または平成32年2月期のいずれかの事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載されている監査済みの当社損益計算書

(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)における営業利益の額が下記(a)または(b)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益の額が 360 百万円を超過した場合 行使可能割合：30%

(b) 営業利益の額が 400 百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の消滅日

2020年5月28日

4. 今後の見通し

本件による業績への影響はありません。

以上